

# 関島社会保険労務士事務所便り

2020年  
6月号

関島社会保険労務士事務所  
（ひがし東京中小企業者組合）  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
HP：<http://www.srseki.info>



（山吹）

## 簡素化された「雇用調整助成金」 小規模（おおむね20人以下）事業所

経済上により従業員を休ませた場合に一定の賃金（休業手当）を支払った会社に国が補助する「雇用調整助成金」は、その申請手続きが煩雑でした。そのため、このほど、小規模事業所については、手続きが簡素化されました。

### ◆どうしたらもらえる？

「雇用調整助成金」は、原則として次の要件を必要としています。

- (1) 売上げが前年の前月又は同月より5%以上減少していること。
- (2) 従業員を計画的に休業させたこと。
- (3) 休業させた従業員に平均賃金の60%以上の賃金（休業手当）を支払ったこと。

### ◆必要な提出書類は？

従業員がおおむね20名以下の小規模事業所については、次の支給申請書類をそろえます。

#### (1) 支給申請書類（3種類）

様式特小第1号（別紙含む）、2号、3号

#### (2) 添付書類

- ① 比較した月の売上額が分かる書類

（売上簿、レジの月次集計、収入簿など、前年の同月と比較できるものが必要です。）

- ② 休業させた日や時間が分かる書類（タイムカード、出勤簿、シフト表など）
- ③ 休業手当や賃金の額が分かる書類（給与明細の写しや控え、賃金台帳など）
- ④ 役員名簿（性別・生年月日が入っているもの）  
※事業主本人以外に役員がいない場合及び個人事業主の場合、役員名簿は提出不要です。
- ⑤ 通帳またはキャッシュカードのコピー（口座番号やフリガナの確認ができる部分）。2回目以降は提出不要です。

なお、上記の他に、審査に必要と思われる書類の提出が求められることがあります。



# 知って得する障害年金⑦

## 障害の程度 1級・2級

障害の状態が障害の等級表の1級又は2級に該当する場合、初診日が国民年金のときは、障害基礎年金1級又は2級に、厚生年金のときは、障害基礎年金に加えて、障害厚生年金1級又は2級になります。

障害の程度	障害の状態
1 級	1 両眼の視力の和が0.04 以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100 デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 両眼の視力の和が0.05 以上0.08 以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

# 拡充された「雇用調整助成金」

政府は、5月27日、新型コロナ対策の第2次補正予算案を決定しました。

そのうち、厚生労働省関係の主なものは、次のようになっています。

- ① 雇用調整助成金の上限 8,330 円を 1 万 5,000 円に引き上げ特例期間を9月末まで延長するなど、特例措置の拡充。
- ② 失業手当支給日数60日延長。

③ 勤め先の中小企業が、雇用調整助成金を支払わない場合に、働き手が直接請求できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称、月額上限 33 万円)の創設。

④ 新型コロナ対策の休校に伴って仕事を休む保護者向けの支援の拡充。

なお、雇用調整助成金の特例措置は、下表のとおりです。

## 新型コロナ「雇用調整助成金」の特例措置

雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件:3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和:1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率:2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率:4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合:10/10(中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は <b>15,000円</b>
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件:1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件:1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率:2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額:1,200円	教育訓練の助成率:4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合 <b>10/10</b> (中小) 3/4(大企業) 加算額:2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件:3か月以上1年以内	出向期間要件: <b>1か月以上</b> 1年以内

※太字部分が第2次において追加拡充

**●妊娠中の従業員を抱える企業に休業補償**

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染の不安から休業する妊婦を抱える企業への助成金を今年度の第2次補正予算案に盛り込んだ。5日以上20日未満妊娠中の従業員を休業させた企業に1人当たり25万円を支給、それ以降は20日ごとに15万円が加算され、100万円を上限とする。1企業当たり最大20人。(5月29日)

**●75歳以上の医療費2割負担 先送りへ**

政府は、75歳以上の人の医療機関での窓口負担を原則1割から2割に引き上げる法案を新型コロナウイルスの影響で、先送りすることを明らかにした。年末までに最終報告をまとめ来年の通常国会への提出を目指す。(5月23日)

**●「脱ハンコ」へ、総務省が前倒しへ**

総務省は、文書が改ざんされていないと証明する「タイムスタンプ」の事業者認定の運用開始を当初予定の2021年度から20年内に早める。電子的な社印「eシール」は22年度から1年の前倒しを目指す。在宅勤務などが広がる中で、押印のためだけに出勤するといった例もあるため、それぞれ大幅に前倒しして、遅れていた「脱ハンコ」の環境づくりを急ぐ。(5月21日)

**●非正規失業・学生の内定取消しに支援**

政府は新型コロナウイルス感染拡大の影響で失業した人の再就職支援を強化するため、5月中にも全国のハローワークで非正規労働者に対応する専門相談員を7割拡大する。住居を失った人には社宅付きの仕事を紹介する「就労・生活支援アドバイザー」も配置する。緊急経済対策でハローワークの業務に当たる人の人件費などに、計約30億円を盛り込んだ。学生への支援増強策としては、4月中旬に内定を取り消された学生向けに「新卒応援ハローワーク」で相談窓口を設置しており、今後、相談員も増やす。(5月18日)

**●労災認定基準に「パワハラ」新設**

厚生労働省は、精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」を加える。上司などから身体的・精神的攻撃を受けたことが原因で精神障害を発症した場合を想定。企業にパワハラ防止を義務付ける改正労働施策総合推進法が6月に施行されることを踏まえた対応で、6月1日からの適用を目指す。これまでの労災認定基準にはパワハラの項目がなく、「(ひどい)嫌がらせやいじめ、暴行」に当たるかどうかで判断していた。(5月16日)

**●フリー事業主への支援を拡大**

新型コロナウイルスの影響で収入が減少したフリーランスの個人事業主を支援するため、事業経費を補助する方向で政府が調整を進めていることがわかった。中小企業などに支給される「持続化給付金」の給付対象とならない事業者を対象に、設備や機器の導入費用に加え、家賃など幅広い事業経費を対象として、100万円を上限に補助を行う方針。(5月13日)

**●パートへの適用拡大、年金改革法案**

パートなど短時間労働者への厚生年金の適用拡大を柱とする年金改革関連法案が、衆院本会議で可決された。現在、「従業員数501人以上」の規模の企業に厚生年金加入義務があるが、これを段階的に引き下げ、2022年10月に「同101人以上」、24年10月に「同51人以上」に拡大する。参院での審議を経て、今国会で成立する見通し。同法案には、このほか、在職高齢年金制度について減額基準を引き上げるなど、高齢期就労を後押しする内容も盛り込まれている。(5月12日)

